

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年2月 19 日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2400639 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2400112 号

## 第 1 結論

- 1 請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 26 年 9 月 1 日から同年 4 月 17 日に訂正し、同年 4 月の標準報酬月額を 20 万円、同年 5 月から同年 8 月までの標準報酬月額を 32 万円とすることが必要である。

平成 26 年 4 月 17 日から同年 9 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 26 年 4 月 17 日から同年 9 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 26 年 4 月 17 日から同年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 26 年 4 月から同年 8 月までの標準報酬月額については 34 万円とする。

平成 26 年 4 月から同年 8 月までの訂正後の標準報酬月額（上記 1 の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求者の A 社における平成 26 年 9 月 1 日から平成 27 年 7 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 26 年 9 月及び同年 10 月の標準報酬月額については 9 万 8,000 円から 36 万円、同年 11 月から平成 27 年 6 月までの標準報酬月額については 9 万 8,000 円から 34 万円とする。

平成 26 年 9 月 1 日から平成 27 年 7 月 1 日までの期間については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 26 年 9 月 1 日から平成 27 年 7 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 その余の期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

## 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成26年4月17日から同年9月1日まで

② 平成26年9月1日から平成30年1月19日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間①に係る厚生年金保険の加入記録がなく、請求期間②に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録が、給与支給明細書に記載されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額よりも低くなっている。資料を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求者から提出された契約書及び給与支給明細書により、請求者は、請求期間①においてA社に勤務し、同社から給与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額、事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額、又は標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下、事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額と併せて「本来の報酬月額」という。）のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成26年4月は20万円、同年5月から同年8月までは32万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①に係る請求者の厚生年金保険料納付については不明と回答しているが、当該期間について、年金事務所が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（以下「資格取得届」という。）における資格取得年月日が平成26年9月1日となっていることから、事業主から同日を資格取得年月日として資格取得届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①について、日本年金機構の回答及び給与支給明細書により、当該期間の本来の報酬月額に基づく標準報酬月額は、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることが認められる。

したがって、請求期間①に係る標準報酬月額については、日本年金機構の回答及び給与支給明細書により確認できる本来の報酬月額から、平成26年4月から同年8月までは34万円とすることが必要である。

なお、請求期間①に係る訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。）に

については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②のうち、平成 26 年 9 月 1 日から平成 27 年 7 月 1 日までの期間について、給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び報酬月額に基づく標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成 26 年 9 月 1 日から平成 27 年 7 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 26 年 9 月及び同年 10 月については 36 万円、同年 11 月から平成 27 年 6 月までは 34 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 26 年 9 月 1 日から平成 27 年 7 月 1 日までの期間に係る請求者の届出や厚生年金保険料納付については不明と回答しているが、当該期間について、資格取得届に記載された報酬月額が厚生年金保険における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額を厚生年金保険の記録どおりの標準報酬月額に見合う額として資格取得届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求期間②のうち、平成 27 年 8 月から平成 28 年 4 月までの期間に係る給与支給明細書には、給与の支給額及び厚生年金保険料控除額が記載されていることが確認できる。

しかしながら、金融機関から提出された請求者に係る普通預金元帳において、請求者は、A 社により、平成 27 年 8 月以降の給与が支払われていたことを確認することができないほか、A 社の元代表取締役は、厚生年金保険料は翌月控除であった旨回答していることから、同年 7 月 1 日から平成 30 年 1 月 19 日までの期間について、厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できない。

また、商業登記の記録において確認できる A 社の元代表取締役 5 人に、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除等について照会したものの回答は得られなかった。

このほか、請求者の平成 27 年 7 月 1 日から平成 30 年 1 月 19 日までの期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料や周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間②のうち、平成 27 年 7 月 1 日から平成 30 年 1 月 19 日までの期間について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めること

はできない。

厚生局受付番号 関東信越（東京）（受）第2400002号  
厚生局事案番号 関東信越（東京）（厚）第2400115号

## 第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成28年1月5日から平成29年8月1日まで  
② 平成29年7月30日

A社に係る厚生年金保険被保険者記録がないが、私は、同社に正社員として勤務しており、給与及び賞与から厚生年金保険料が控除されていた。

請求期間①及び②に係る給与明細書、源泉徴収票、給料受取封筒及び賞与明細書を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、A社の元事業主である請求者の父親は、請求者の勤務形態は正社員であり、請求者の給与から厚生年金保険料を控除している旨回答しているほか、請求者からは平成28年分給与所得の源泉徴収票（以下「平成28年分源泉徴収票」という。）、平成29年分給与所得の源泉徴収票（以下「平成29年分源泉徴収票」という。）並びに平成28年1月分から平成29年8月分までの給与明細書（以下「給与明細書」という。）及び給料受取封筒が提出されている。

また、請求者が居住しているB市からは、請求者のA社に係る平成28年分源泉徴収票並びに平成28年分の給与支払報告書（個人別明細書）（以下「平成28年分給与支払報告書」という。）及び平成29年分の給与支払報告書（個人別明細書）（以下「平成29年分給与支払報告書」という。）が提出されている。

しかしながら、i）A社の元事業主は高齢のため、請求者の請求期間①に係る勤務実態を聴取することは困難な状況であること、ii）当該期間に同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の元従業員に文書照会を行ったところ、請求者を記憶している者がいなか

ったこと、iii) 請求者の同社における雇用保険の加入記録は確認できないこと等から、請求者の請求期間①に係る勤務実態について確認することができない。

また、請求者から提出された平成28年分源泉徴収票及び平成29年分源泉徴収票には、社会保険料等の金額欄に金額がそれぞれ記載されており、請求者から提出された給与明細書にも厚生年金保険料控除額は記載されているものの、B市から提出された請求者のA社に係る平成28年分源泉徴収票並びに平成28年分給与支払報告書及び平成29年分給与支払報告書の社会保険料等の金額欄は、いずれも金額が記載されておらず、請求者から提出された平成28年分源泉徴収票及び平成29年分源泉徴収票の社会保険料等の金額欄と一致しない。

さらに、B市から提出された請求者に係る平成28年分非課税証明書にも、社会保険料控除額が記載されていない。一方、平成29年分課税証明書には、社会保険料控除額(29万863円)は記載されているところ、当該社会保険料控除額は、B市から提出された請求者が代表取締役を務める別法人の平成29年分給与支払報告書における社会保険料等の金額(27万2,163円)と請求者が平成29年中に同市に納付した国民健康保険料額(1万8,700円)を合算した金額と一致している。

なお、請求者から提出された給与明細書の様式はA社の元従業員から提出された同従業員の給与支払明細書の様式と相違している上、請求者が提出した給料受取封筒は、前述の文書照会を行った複数の元従業員は知らないと回答している。

これらのことから、請求者から提出された平成28年分源泉徴収票、平成29年分源泉徴収票及び給与明細書をもって、請求者が請求期間①において厚生年金保険料を控除されていたと判断することはできない。

このほか、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間②について、上記1のとおり、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の訂正は認められないことから、当該期間中である請求者の請求期間②に係る厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2400799号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2400113号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成6年7月31日から同年8月1日まで

私はA社に平成6年7月31日まで勤務していた。以前に総務省に対し、年金記録の訂正を申し立てたが、退職日は平成6年7月30日と考えられるという回答であった。今回新たに見つかった平成6年7月の給与明細書では厚生年金保険料の控除が確認できる。

年金手帳の記載からも請求期間の厚生年金保険料が支払われていると思われるので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録において、請求者のA社における離職日は平成6年7月30日と記録されており、オンライン記録における同社の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合している。

また、請求期間にA社において厚生年金保険被保険者となっている者のうち、連絡先の判明した37人に照会し、20人から回答があったものの、請求者の同社における退職日を知っていると回答した者はいない。

さらに、A社は厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の連絡先も不明である上、商業登記の記録により確認できる日本における代表者は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

なお、請求者から提出された平成6年7月分の給与支払明細書には1か月分の厚生年金保険料の控除が確認できるが、上述の37人のうちの一人から提出された給与支払明細書により、A社においては、前月の標準報酬月額に係る保険料を報酬から控除していたことが推認できることから、当該厚生年金保険料は、請求期間の厚生年金保険料ではなく、同年6月分の厚生年金保険料であると判断できる。

また、請求者から提出された年金手帳において、「国民年金の記録(1)」の頁の「被保険者

となった日又は被保険者の種別等の変更があった日」欄に平成6年7月31日と記載されている一方で、オンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者資格の取得年月日は同年8月1日とされている。このことについて、請求者から提出された戸籍の附票により確認できる請求者の請求期間当時の住所地であるB市C区及びその後の住所地であるD市に対し照会を行ったものの、上述の国民年金に係る日付が相違している理由については不明である。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 関東信越（東京）（受）第 2401194 号  
厚生局事案番号 関東信越（東京）（厚）第 2400114 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 13 年 9 月 1 日から平成 23 年 12 月 1 日まで

私が A 社の代表取締役として勤務していた請求期間の厚生年金保険の加入記録がないことから、訂正請求を行ったが、記録の訂正は認められなかった。

前回、記録の訂正が認められなかった判断の理由として、「請求期間当時の賃金台帳等の資料について、事務所の移転に伴い破棄」とあるが、故意に破棄することではなく、これは紛失したものである。また、「役員及び従業員に対する調査について希望していない」とあるが、私自身の年金のために会社が協力することは望んでおらず、必要とも考えていない。

私の年金番号がなかったため、支払った金額が個人の口座に正確に割り当てられていなかった可能性があるので、再度調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) 請求者は、A 社に係る請求期間当時の賃金台帳等の資料を保管していない旨回答及び陳述している上、同社の役員及び従業員に対する調査について希望していないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、ii) 請求期間当時、A 社から請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届が提出されたと仮定した場合、請求期間において複数回にわたり標準報酬月額に係る届出等を提出する必要があったこととなるが、そのいずれの機会においても社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）が当該届出について記録していないとは考え難いこと、iii) 請求者は、平成 15 年 10 月 17 日に B 市から C 市に転居していることが確認できるところ、B 市において請求者の国民健康保険の加入情報は不明であったものの、C 市においては、同日から平成 26 年 12 月 10 日までの期間について、国民健康保険に加入していたことが確認できることなどから、既に令和 6 年 9 月 5 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越

厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、自身の年金番号がなかったため、支払った金額が個人の口座に正確に割り当てられていなかった可能性がある等の主張をし、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、今回、請求者からは請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる新たな資料の提出はなく、請求者の主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。